

第 1 回審議会での御意見	修正案
・市町村の条例制定については、各市町村の議会で決めることであるが、議会を動かすようなアクション、アドバイスを県から行うことを前提とした内容を計画に盛り込んでいただきたい。 1 総合的な支援体制の整備＜具体的施策＞ (4) 市町村との相互連携の強化 (省略) また、県内全体で犯罪被害者等支援を進めるため、各市町村における条例制定などの取組について働きかけ・支援を行います。	(p 1 4) (3) 修正 (省略) → また、県内<u>全ての自治体において</u>犯罪被害者等支援を進めるため、<u>全市町村で条例制定がなされるよう</u>、働きかけ・支援を行います。
・男性の性暴力被害者のための専用相談窓口について、法律相談、医療相談の支援を直接行う機能があるのか。 2 相談及び情報の提供等＜具体的施策＞ (4) 性暴力被害にかかる相談対応 (省略) 電話相談、面接相談のほか、医療・法律相談、カウンセリング等の支援を行います。	→ 「よりその樹とくしま」と同様に、関係機関と連携して行うものである。 (p 1 6) (4) 修正 (省略) → 電話相談、面接相談のほか、<u>関係機関と連携し</u>、医療・法律相談、カウンセリング等の支援を行います。
・こどもの性被害について児童相談所だけで支援するのではなく、学校等との連携が重要であり計画にも記載していただきたい。 (6) 児童虐待にかかる相談対応 こども女性相談センターにおいて、児童虐待に関する相談・通告を、24時間365日受け付けます。また、関係機関との連携をより強化し、適切な対応・支援を行います。	(p 1 6) (6) 修正 → こども女性相談センターにおいて、児童虐待に関する相談・通告を、24時間365日受け付けます。また、<u>学校・教育委員会、市町村及び警察</u>など関係機関との連携をより強化し、<u>児童の状態に応じた</u>、適切な対応・支援を行います。
・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに対する研修について、計画に記載がない。	(p 1 9) 3 犯罪被害者等の支援に係る人材の育成＜具体的施策＞ → (7) として新たに記載 <u>(7) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対する研修の実施</u> <u>児童生徒および保護者等から犯罪被害相談があった場合に適切に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対し、犯罪被害者等支援の研修を実施し、犯罪被害者の理解と支援についての教養を行います。</u>

第二次徳島県犯罪被害者等支援推進計画案 修正箇所

第 1 回審議会での御意見	修正案
・徳島被害者支援センターの支援内容について、多機関ワンストップサービスに係るコーディネーター業務を計画に記載する予定はあるのか。	(p 2 1) ○公益社団法人徳島被害者支援センターの支援 → <u>＜その他＞に追記</u> ＜その他＞ <u>多機関ワンストップサービスに関すること</u>
・「生命（いのち）の安全教育」について、計画に記載し確実に実施すること。	(p 3 4) 1 県民等の理解の増進等＜具体的施策＞ → <u>（４）として新たに記載</u> <u>（４）「生命（いのち）の安全教育」の推進</u> <u>子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、すべての学校（園）において「生命（いのち）の安全教育」を推進します。</u>

その他事務局において所要の整理を行ったもの	修正案
2 相談の受理状況 こども女性相談センターにおける児童虐待相談対応件数について、令和6年度の件数が確定したため、グラフを追加し、説明文を修正 (2) こども女性相談センターにおける児童虐待相談対応件数 こども女性相談センターにおける児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和5年度は1, 181件と過去最多となりました。	(p 7) (2) こども女性相談センターにおける児童虐待相談対応件数 こども女性相談センターにおける児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和6年度は1, 201件と過去最多となりました。 ※グラフ(図)省略
1 総合的な支援体制の整備 (1) 総合的対応窓口の機能強化等 (2) 多機関ワンストップサービス体制の構築 見出し項目も併せて修正 } 内容を統合	(p 12) → 内容統合 (1) <u>多機関ワンストップサービス体制の構築</u> 犯罪被害者等の支援を総合的に行うため、県の総合的対応窓口と一体となって関係機関との調整を進める「支援コーディネーター」を、犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人徳島被害者支援センター」に配置し、被害を受けた直後から被害者等の状況やニーズに応じて支援を行います。また、関係機関・団体に関する情報提供の一元化を図るとともに、<u>県、警察、市町村、民間被害者支援団体等の複数の関係機関・団体が連携し、それぞれが持つ制度・サービスを包括して提供することができる体制</u>を構築します。
多機関ワンストップサービスの仕組み図 「国の仕組み例」を「徳島県版」の図に置き換え	(p 13) <u>徳島県版の仕組み図に変更し、警察庁の手引の引用と掲載位置を上下入れ替え</u>
(5) 市町村、県警察、民間支援団体との相互連携の促進 多機関ワンストップサービスの内容と重複するため項目を削除	(p 14) → <u>(5) を削除</u>

その他事務局において所要の整理を行ったもの	修正案
2 相談及び情報の提供等＜具体的施策＞ (1) 総合的窓口の設置 項目を「総合的窓口の設置及び相談体制の充実等」とし、多機関ワンストップサービスに係る内容を追記	(p 15) → 追記 (1) 総合的窓口の設置及び相談体制の充実等 (省略) また、犯罪被害者等へ、複数の関係機関等による支援制度やサービスを包括的に提供するため、「犯罪被害者等支援コーディネーター」を配置し、支援全体のハンドリングを行うとともに、関係機関等との支援調整会議の開催を通じて支援計画を策定するなど、多機関ワンストップサービス体制を構築し、相談体制の充実強化を図ります。
5 個人情報の適切な管理＜具体的施策＞ 多機関ワンストップサービスにおける個人情報等の適切な管理について新たに記載	(p 23) → (4) として新たに記載 (4) 多機関ワンストップサービスにおける個人情報等の適切な管理 犯罪被害者等の個人情報及び相談内容等について、各機関・団体と情報共有を行うに際しては、適切な情報管理（保管の方法、使用・共有の制限、共有の方法等）が行われる仕組みを構築します。
1 県民等の理解の増進等＜具体的施策＞ (1) 「犯罪被害者週間」にあわせた啓発事業の実施 犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）が、国の第5次犯罪被害者等基本計画（案）策定の概要において、月間化（11月1日から12月1日までの予定）されることが記載されているため修正	(p 34) (1) 「犯罪被害者月間」にあわせた啓発事業の実施 犯罪被害者月間（11月1日から12月1日まで）におけるイベント等を通じて、関係機関・団体と連携して犯罪被害者等支援の啓発を行います。
○犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」（自治体） 佐那河内村の窓口が令和7年10月から変更 (旧) 佐那河内村（総務課）電話：088-679-2113	(p 36) → 担当課及び電話番号を修正 (新) 佐那河内村（健康福祉課）電話：088-679-2971